

第8 内装制限

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）及び第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取り扱いは、次によること。

- 1 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち屋内のすべての部分をいうものであること。
ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内及びユニットタイプの浴室の壁及び天井については、この限りでない。
- 3 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。
ただし、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分又は照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積が各面の面積の10分の1以下の場合は、この限りでない。
- 4 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装制限の対象として取り扱うこと。
ア 床に固定又は固定はされていないが、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの
イ 床面からの高さが2m以上で、用途の形態により、別空間となるよう設けられた室を形成するもの
- 5 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。